



豊監公表第3号

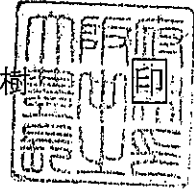
平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年（2019年）8月2日

豊中市監査委員	酒 本	毅
同	相 間	佐基子
同	白 岩	正 三
同	中 野	宏 基

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘（要望）のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘（要望）事項（委員監査実施日 平成31年2月28日）

庁舎建設基金は、平成4年に市第二庁舎が建設されてから、新たな積立てや取崩しがなされず基金として活用されていない。公共施設等整備基金に統合するとか、庁舎建設基金の目的、名称を変更するなどして、基金の資金を有効活用されたい。

2 講じた措置の内容

庁舎建設基金の取り崩しは平成23年度、土地開発公社から庁舎建設予定地を買戻した際に、行っております。また、運用については庁舎建設基金積立条例第5条の規定に基づき、歳計現金への繰り替えや一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて、運用を行っております。

第一庁舎が建設後50年以上、第二庁舎と市役所別館が建設後20年以上経過しているため、計画的な予防保全工事を実施することにより、長寿命化を図ることとしております。

しかしながら、将来的には本庁舎の建替えが必要になってくるものと考えておりますことから、基金条例の廃止や公共施設等整備基金への統合については、考えておりません。